



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*29 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

○ 訓令

\*7 和歌山県税規程の一部を改正する訓令 (税務課)..... 8

## 規 則

### 和歌山県規則第29号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「第42条の27の2第2項」の次に「、条例第42条の27の3第2項」を加え、「第42条の27の2第4項」を「第42条の27の2第3項、条例第42条の27の3第4項」に改める。

第5条の4の3中「第72条の49第4項」を「第72条の48の2第4項」に改める。

第7条の5の5第1号中「附則第14項の11」を「条例附則第14項の11」に改める。

第13条第4号の2の2の次に次の2号を加える。

(4) の2の3 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書別記第4号の2の3様式

(4) の2の4 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書別記第4号の2の4様式

第13条第4号の3中「不動産取得税還付申請書」を「譲渡担保財産に係る不動産取得税還付申請書」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式(第 13 条関係)

不動産取得税申告書

整理番号

県税事務所長 様

年 月 日

受付印

郵便番号  
住(居)所  
(ふりがな)  
氏名  
電話番号 ( ) - ( )

和歌山県税条例第 42 条の 19 の規定により次のとおり申告します。

取得原因	所在地	新築・増築・売買・贈与・交換・その他( )	用途	取得年月日		氏名	取得年月日	取得者	持分	取得価格
				床 1 階	床 1 階外					
前所有者又は建築による取得の場合 は、工事施工者	住(居)所	新築・増築・売買・贈与・交換・その他( )		床 1 階	床 1 階外					
取得原因	所在地	新築・増築・売買・贈与・交換・その他( )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					円
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					円
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					円
上記の家屋が、在来住宅(母屋等)に附属する建物の新築又は増築である場合は、下記の「既存あり」に○をし、そうでない場合は「既存なし」に○をしてください。 ・既存あり(右欄も記入してください。) ・既存なし	在来住宅の建築年月日	在来住宅の床面積	在来住宅の建築年月日	在来住宅の床面積		在来住宅の床面積	在来住宅の床面積	上記家屋との合計床面積		円
前所有者	住(居)所	氏名								m <sup>2</sup>
取得原因	売買・贈与・交換・その他( )	取得年月日	取得年月日	地目	積	氏名	取得年月日	取得者	持分	取得価格
所在地	在	地番	地番							円
					m <sup>2</sup>					円
					m <sup>2</sup>					円

備考 住宅には、家庭用物置、便所、車庫等の居宅と一体となって効用を果たす家屋も含まれます。(付記)

第 42 条の 15 第 1 項(特例適用住宅の建築に係る特例控除)  
第 42 条の 15 第 3 項(既存住宅の取得に係る特例控除)  
第 42 条の 24 第 1 項(新築特例適用住宅用地に係る減額) の適用を受けたいので  
第 42 条の 24 第 2 項(耐震基準適合既存住宅等用地に係る減額)  
第 42 条の 27 の 2 第 1 項(耐震基準不適合既存住宅に係る減額)

申告します。  
なお、不動産取得税の減額・還付については、関係資料を添えた上、別途、所定の様式により申請します。

(注)  
1. 不動産取得税の特例控除・減額に該当する場合は、該当する条項を○で囲ってください。  
2. 平成 28 年 3 月 31 日までに長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 10 条第 2 号に規定する認定長期優良住宅である住宅を新築した場合であって、第 42 条の 15 第 1 項の規定の適用を受けたいときは、認定長期優良住宅であることを証する書類を添付してください。

別記第4号の2の様式を次のように改める。

別記第 4 号の 2 の 2 様式(第 13 条関係)

住宅の用に供する土地の取得に対する  
不動産取得税の減額・還付申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住 所  
(所在地).....  
氏 名 ..... 印  
(名 称).....  
電話番号.....

次のとおり和歌山県税条例 第42条の24 第1項 第2項 の規定による不動産取得税の 減額 還付 を申請します。  
第42条の27 第2項

税額等		納 税 番 号	税 額	納 期 限	納 付 日	
			円	年 月 日	年 月 日	
取得 不 動 産	土 地	所 在 地		地 番	地 目	
		取 得 原 因		取 得 年 月 日	登 記 簿 受 付 日	
		売買・その他( )		年 月 日	年 月 日	
	家 屋	家 屋 番 号	種 別		床 面 積	住宅部分床面積
			専用住宅・併用住宅・付属家屋		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		申 請 事 由		取 得 年 月 日	新 築 年 月 日	
		新築・新築未使用・既存		年 月 日	年 月 日	
還付先 金融機 関	銀行		本店・支店		普通(総合)・当座	
	口座番号	No.	(ふりがな) 名 義 人			
※減 額・ 還 付 額	和歌山県 税条例第 42条の24	1 1,500,000 × $\frac{3}{100}$ =			45,000 円	
		2 土地1m <sup>2</sup> 当 ( ) × {住宅の ( ) × 2} × $\frac{3}{100}$ =			円	
	200m <sup>2</sup> を限度					
減額・還付する額						
(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 口座振替を請求される場合の口座は、あなたの名義のものに限ります。 3 この申請書に次の書類を添付してください。 ア 土地の譲渡契約書の写し イ 住宅の登記事項証明書 ウ 土地の取得者と住宅の取得者が異なる場合は、土地の登記事項証明書 エ 既存住宅を購入した場合は、和歌山県税条例第42条の15第7項に掲げる書類						

別記第4号の2の様式の次に次の2様式を加える。

別記第 4 号の 2 の 3 様式(第 13 条関係)

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する  
不動産取得税の減額・還付申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住 所

(所在地).....

氏 名 印

(名 称).....

電話番号.....

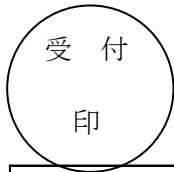
和歌山県税条例 第42条の27の2第1項 第42条の27の2第3項 の規定により、次のとおり不動産取得税

の 減額  
還付 を申請します。

税額等	納 税 番 号		税 額		納 期 限		納 付 日	
			円		年 月 日		年 月 日	
取 得 不 動 産 屋	所 在 地			家屋番号	構 造	用 途		
	床 面 積			取 得 原 因		取 得 年 月 日		
	m <sup>2</sup>			売買・その他( )		年 月 日		
	新 築 年 月 日			耐震改修の完成年月日		居住の用に供する年月日		
	年 月 日			年 月 日		年 月 日		
還付先 金融機 関	銀行			本店・支店		普通(総合)・当座		
	口座番号	No.		(ふりがな) 名 義 人				
*減額・還付する額								

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 口座振替を請求される場合の口座は、あなたの名義のものに限ります。  
 3 この申請書に次の書類を添付してください。  
 ア 耐震基準に適合することを証するに足る書類  
 イ 住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足る書類

別記第 4 号の 2 の 4 様式(第 13 条関係)



耐震基準不適合既存住宅の取得に対する  
不動産取得税の徴収猶予申請書

県税事務所長 様	年 月 日
住所 申請者 氏名又は名称 電話番号	㊟
和歌山県税条例第 42 条の 27 の 2 第 2 項の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。	
所在地	
家屋番号	
構造・用途	
床面積	㎡
新築年月日	年 月 日
耐震改修の完成予定年月日	年 月 日
居住の用に供する予定年月日	年 月 日
税額 ※	円 納税通知書番号 ※
徴収猶予決定額 ※	円 徴収猶予通知書番 号 ※
備考 ※	
注 1 この申請書は、住宅の取得日から 60 日以内に、和歌山県税条例第 42 条の 19 の不動産取得税申告書と同時に提出してください。 2 ※印欄は、記載の必要はありません。	

別記第4号の3様式中「第73条の27の3第4項」を「第73条の27の4第4項」に、「第42条の27の2第6項」を「第42条の27の3第6項」に改める。

別記第30号の2様式(その1)を削り、別記第30号の2様式(その2)を別記第30号の2様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

---

訓 令

---

和歌山県訓令第7号

総 務 部

県税事務所

和歌山県税規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規程の一部を改正する訓令

和歌山県税規程(昭和29年和歌山県訓令第162号)の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第42条の27の2第2項」の次に「、第42条の27の3第2項」を加え、「第42条の27の2第4項」を「第42条の27の2第3項、第42条の27の3第4項」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。